

平成 29 年

第 1 回市議会臨時会 議案第 5 号

専決処分の報告について

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年 3 月 31 日次のおり専決したので、議会の承認を求める。

平成 29 年 5 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

函館市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 26 年函館市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後に設置された同条に規定する工業生産等設備について適用し、同日前に設置された改正前の第 2 条に規定する工業生産等設備については、なお従前の例による。